

市報むさしの「市民伝言板」掲載の基準

「市民伝言板」は、市民のみなさんの情報交換や仲間づくりをお手伝いするために、「市報むさしの」に掲載しています。以下の内容を必ず確認してください。また、掲載されるまで、この用紙を保存してください。

掲載できる方

- 武蔵野市民個人または普段の活動が市内で行われている市民サークルが対象です。
- 申込人は市民に限ります。また、問い合わせ先として申込人の氏、電話番号（携帯電話可）を掲載します。

掲載できる内容

市内での活動または催して、募集対象が市民全体または相当な範囲のものであるもので、以下の2つのコーナーがあります。

- A) おいでください…日程の決まっている催しなどへのご案内
- B) 仲間あつまれ…定期的に活動するサークルなどの会員募集のご案内

掲載制限について

- 費用および会費が次の金額を超えている場合は、掲載できません
 - A) おいでください
 - ・1回当たりの費用が1,500円以内（材料費などは含みません）
 - B) 仲間あつまれ
 - ・月会費などの1カ月の合計が5,000円以内（入会金・材料費などは含みません）
- 同一人・同一団体からの申し込みによる掲載は6カ月に1回です。
- 次の①～⑦のいずれかに該当する場合は掲載できません。
 - ① 企業・法人の活動・事業
 - ② 営利・宣伝・売名を目的とするもの、またはそう考えられるもの
 - ③ 政治・宗教活動と考えられるもの
 - ④ 代表者または申込人と講師が同一人で有料のもの
 - ⑤ 講師などが主催して月謝などをとる教室やその生徒を募集するもの（無料体験も含む）
 - ⑥ 特定の個人または団体を誹謗・中傷する内容のもの
 - ⑦ その他公序良俗に反するもの、市が掲載を不相当と認めるもの

※虚偽の内容や、活動の実態と異なる内容で申し込んだことが判明した場合、以後の掲載をお断りします

そのほか

- 掲載希望者が多い場合、文字数の調整をしたり、日付が決まっているものを優先して掲載し、掲載できない分は次号以降に繰り越したりすることがあります。
- 掲載内容の確認やトラブルの解決は、当事者間でお願いします。
- 申込時に提出された個人情報市報制作以外に使用することはありません。
- 申込人以外からの掲載状況などのお問い合わせには応じられません。

掲載までの流れ

1. 申し込み

掲載基準を読んで基準に該当するか確認し、締め切り日までに以下の提出書類を添えて、申込書を提出する。締め切り日は各号で異なりますので、お問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

■ 提出方法

電子申請・郵送・ファクスまたは直接、市役所秘書広報課へ（市政センターでもお預かりします）。

■ 提出書類

- ① 申込書(A・Bのどちらか)
- ② 規約・チラシなど、サークルやイベントの概要が分かる書類
- ③ バザーやチャリティコンサートなど、収益性はあるが営利目的でないものは過去分の収支明細書・領収証のコピー

■ 提出、問い合わせ先

〒180-8777 武蔵野市役所秘書広報課（広報担当）
☎0422-60-1804 / FAX0422-55-9009



▲市 HP



▲電子申請

2. 校正

掲載する場合は、発行日の約2週間前までに校正（内容の確認）をファクスまたはEメールなどで依頼し、掲載決定の通知とします。

校正の有無を必ずご返送ください。ご返送がない場合は不掲載とします。

3. 校正を反映し、掲載

表記方法は秘書広報課が決定します。希望通りの表記にならない場合があります。また、初掲載の場合、電話番号の確認のため、市役所から問い合わせ先の電話番号に電話をかけます。ご了承ください。

記載例

A おいでください

催しもの(団体名)	日時・場所	費用 / 申込・問 (=申込人)
初心者でも楽しめるお茶会(お茶を楽しむ会むさしの)	5月1日(金)午前10時 / 市民文化会館	1500円 / ●● ☎12-3456

B 仲間あつまれ

活動内容(団体名)	活動日時・場所	会費 / 申込・問 (=申込人)
みんなで吹奏楽を楽しみます(むさしの吹奏楽サークル)	毎週水曜午前10時~正午 / 市民会館音楽室	月3000円 / ●● ☎12-3456